

串間市学校給食費等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対し、学校給食費等に係る経費を支援することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって子育て支援を拡充するため、予算の範囲内において串間市学校給食費等支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者の保護者（親権を行う者又は児童若しくは生徒を現に養育する者をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 串間市立の小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）に在籍している児童又は生徒
- (2) 串間市に住所を有する特別支援学校の小学部又は中学部に在籍している児童又は生徒
- (3) 串間市に住所を有する市立学校以外の小学校又は中学校に在籍している児童又は生徒
- (4) その他市長が特に交付することが適当と認めた児童又は生徒

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表の左欄に掲げる支援対象者の区分に応じ、児童又は生徒1人当たり同表の右欄に掲げる額とする。また、年度途中で該当となった場合も同様とする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、学校給食費等支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（別記様式第1号）を令和5年2月28日までに市長に提出しなければならない。

2 支援金の交付申請は、児童又は生徒1人当たり1回限りとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の交付の申請を受けたときは、その内容について審査を行い、支援金の交付の可否の決定を行うものとし、支援金の交付を決定したときは、学校給食費等支援金交付決定通知書兼確定通知書（別記様式第2号）により、速やかに申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

(支援金の支払)

第6条 この支援金は、精算払により交付する。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

支援対象者	支援金の額
串間市立の小学校に在籍している児童の保護者	16,000 円
串間市に住所を有する特別支援学校の小学部に在籍している児童の保護者	
串間市に住所を有する市立学校以外の小学校に在籍している児童の保護者	
その他市長が特に交付することが適当と認めた児童の保護者	
串間市立の中学校に在籍している生徒の保護者	19,000 円
串間市住所を有する特別支援学校の中学部に在籍している生徒の保護者	
串間市に住所を有する市立学校以外の中学校に在籍している生徒の保護者	
その他市長が特に交付することが適当と認めた生徒の保護者	